

## 令和 8 年度 社会福祉法人三重県厚生事業団事業計画

令和 8 年度は、第六次中期経営計画期間中に様々な課題が生じたサービスや経営基盤を従来の状態に戻し、さらにはこれを超えていくために策定した第七次中期経営計画(以下、「第七次計画」という。)の 1 年目にあたります。

第七次計画では、定款で定める経営理念(=存在意義、思い)を踏まえ、計画期間中の方向性である経営方針と各施設における運営の基本的な考え方、合格基準である経営目標とこれを達成するための主な取組をより具体的な形で掲げたところであり、これを中心に据え、各年度の状況に柔軟に対応しながら、着実に進めていく必要があります。

令和 8 年度を迎えるにあたっての主な状況ですが、まず、私たちの存在意義に大きくかわかり、第七次計画の最重要目標の一つである各施設の利用率や事業活動資金収支差額について、前年度実績(令和 7 年度 12 月時点の見込み)をみると、例えば、いなば園(以下、「いなば園」という。)の入所利用率(成人:87%、児童:79%)、三重県身体障害者総合福祉センター(以下、「身障センター」という。)の入所利用率(68%)、事業活動資金収支差額(80,443 千円)など、令和 6 年度実績と比較していずれも大幅に減少しており、第七次計画の目標とも大きな乖離があるところからのスタートになることを強く認識する必要があります。

また、令和 7 年度には、いなば園において、虐待防止改善計画に基づく各種取組に注力しているなかで不適切な支援が生じ、障害者虐待防止法及び児童福祉法に基づく虐待事案と認定されたことを踏まえ、同計画期間を延長するとともに、取組の一層強化を図ることとしました。加えて、本事案発生の影響は人材確保等の取組にも及ぶことが見込まれるため、その点も十分に考慮しながら対応していく必要があります。

私たちの事業展開と密接な関係を有する行政機関等との関係では、目標必達が求められる「三重県身体障害者総合福祉センター」の第五期指定管理の 1 年目を迎えることに加えて、障がい者スポーツ推進事業や高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業等といった事業を三重県から受託することなどから、仕様書等で求められる成果を確実に得ていく必要があります。このほか、障がい者スポーツに係る三重県の所管部局の一部変更や、カスハラ防止条例の制定(見込み)等に適切に対応していく必要があります。

私たちの事業展開を支えていただけるものとしては、例えば、三重県においては、いなば園における虐待防止のための対策チームを設置され、その議論も踏まえながら、引き続き、指導・助言等をいただくことや、令和 7 年度末に締結した身障センターと三重大学医学部附属病院リハビリテーション科との協定に掲げた取組が本格的にスタートすることなどがあげられます。

第七次計画に掲げたとおり、第六次計画期間中に創立 50 年を迎えた私たちが、次の 50 年も、県の障がい福祉施策を現場からけん引していく中核であり続けるため、そして、何よりも利用者様やご家族様が笑顔であり続けるため、私たちを支えていただく全ての方々に感謝し、また、例え困難な状況が訪れてもこれを成長の糧とし、役員・職員が一丸となり、当法人が自主経営するいなば園及び指定管理者等として管理運営する身障センターにおいて、令和 8 年度の事業を以下のとおり展開していくこととします。

【定款に定める事業別・施設別】

		いなば園										身障センター		
		すぎのき寮	かしのき寮	もみのき寮	くすのき寮	プリズム	工房いなば	ドリームハウス	スマイルいなば	相談事業所	診療所	センター	診療所	支援施設
第一種	障害児入所施設				◎									
	障害者支援施設	◎	◎	◎										○
第二種	障害児通所支援事業					●								
	障害福祉サービス事業	◎	◎	◎	◎		◎	◎	●					
	特定相談支援事業									◎				
	障害児相談支援事業									◇				
	身障センター											○		
公益	居宅介護支援事業													
	いなば園診療所										◎			
	身障センター診療所												○	
	日中一時支援事業	◎	◎	◎	◎								◇	
	障がい者スポーツ推進事業												◇	
	高次脳機能障害支援事業												◇	
収益	運動施設貸出事業												○	

◎:自主事業 ○:県からの指定管理 ◇:行政からの受託等 ●:休止中の事業

1 いなば園の主な事業

第七次計画に掲げた運営の基本的な考え方(サービス提供、地域貢献、経営基盤の回復・強化、環境整備)の下、上記の表に掲げた各種事業を次のとおり実施します。

また、これらの事業を展開していくにあたっては、「利用者一人ひとりの障がい特性等を踏まえた、エビデンスに基づく支援や環境調整の実施」や「利用者本人の意向を反映した個別支援計画の策定・実施」などといった第七次計画に掲げた主な取組、なかでも、

- i)最優先課題である虐待防止について、内容を一部変更して期間を延長した「三重県いなば園虐待防止改善計画」に基づく取組
- ii)令和9年度完成を目指して進めている、入所利用者の障がい特性等を踏まえた寮の再編成
- iii)上記 i、ii の一環でもある、障がい特性に応じた環境整備を含む施設再整備の方向性に関する整理

に特に注力し、第七次計画に掲げた令和8年度目標の達成を目指します。

(1) 社会福祉事業

- ① くすのき寮においては、「障害児入所施設の経営」として、措置制度及び契約制度に基づき、福祉型のサービスを提供するとともに、「障害福祉サービス事業」として短期入所事業を実施します。
- ② すぎのき寮、かしのき寮及びもみのき寮においては、「障害者支援施設の経営」として施設入所支援事業及び生活介護事業を実施するとともに、「障害福祉サービス事業」として短期入所事業を実施します。

これら3寮においては、次のとおり、障がい特性等を踏まえた再編成(より手厚い支援を必要とする方に利用いただくかしのき寮の受入上限(当面)30人を含む)を利用者の状況を踏まえながら計画的に進めることとし、特に、かしのき寮については年度後半の運用開始を目指します。

	現行	再編後
すぎのき寮	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的コミュニケーションがとれる方、または寮外を散歩した後、帰寮することが可能な方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団生活を通じて他者との交流を楽しみたい方</li> <li>地域での自立生活を目指している方</li> <li>創作、スポーツ、音楽、レクリエーション、外出等の日中活動に、積極的に参加したい方</li> </ul>
かしのき寮	<ul style="list-style-type: none"> <li>刺激に弱く騒がしさを苦手とする方など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障がいがあり、専門的な支援が必要な方</li> <li>自閉スペクトラム症などの特性により、集団生活に強いストレスや困難を感じる方</li> <li>少人数や個別的な支援体制の中で、落ち着いた生活環境を必要とする方</li> </ul>
もみのき寮	<ul style="list-style-type: none"> <li>てんかんや統合失調症の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢により、または知的障がいと身体障がいを併せ持ち、日常生活上の支援や身体的介助を必要とされる方</li> <li>日常生活動作（ADL）の維持向上、ならびに健康管理が継続的に必要な方</li> </ul>

※ かしのき寮、もみのき寮で受け入れる方は基本的には「現行」に掲げた方々ですが、強い入所希望に応えることを優先した結果、現状はこれらの方が混在しています。

③ 多機能事業所工房いなばにおいては、「障害福祉サービス事業の経営」として、就労継続支援B型事業と生活介護事業を実施します。

また、収益が赤字の状態で推移している現状を踏まえ、今後の利用率向上に向けた方策の検討、並びに利用者の高齢化を踏まえたサービス内容の見直し検討を進めます。

④ ドリームハウスにおいては、「障害福祉サービス事業の経営」として共同生活援助事業を実施しており、近隣地域内においてグループホーム4施設を運営します。

これらの施設では、地域行事や自治会活動への積極的な参加を通じて、地域社会との継続的なつながりの深化を図ります。

また、今後見込まれる地域移行のニーズに的確に対応するための受け皿を確保する観点から、老朽化が進行しているグループホーム2施設について、改修等による居住環境の改善を検討します。

⑤ 相談事業所いなばにおいては、「特定相談支援事業の経営」及び「障害児相談支援事業の経営」として、障害福祉サービス利用時に不可欠なサービス等利用計画の策定を行うとともに、定期的なモニタリングを踏まえた支援を行います。

また、「特定相談支援事業」に関しては、津市から地域生活支援拠点事業を受託し、緊急支援コーディネートの業務を担います。

⑥ 利用者が地域の方々と交流し、つながりを深めるための取組として、交流イベント等の行事を引き続き開催します。

なお、納涼大会等については、猛暑対策として開催方法等を検討します。

**【主な行事予定】**

・小中学校・幼稚園等との交流イベント(芋ほりやスポーツなど、5月から2月開催)

⑦ 「スマイルいなば(生活介護・短期入所)」及び「プリズム(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)」については、引き続き休止します。

## (2) 公益事業

- ① いなば園診療所においては、「診療所事業」として、いなば園の利用者や地域で生活する障がい者の方々に精神科・内科・歯科の医療サービスを提供します。
- ② 4寮においては、「日中一時支援事業」として、自宅等から通ってこられる方々に対し、日中の見守り及び各種活動の機会を提供するとともに、ご家族のレスパイト支援を行います。
- ③ このほか、専門性を活かして、市町が行う介護給付費用の支給に関する審査会への委員派遣や、教育機関への講師派遣等を継続します。

## 2 身障センターの主な事業

身体障がい者の福祉の増進を図るために設置された県立施設の指定管理者として、また、障がい者スポーツ推進事業や高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業等といった三重県事業の受託者等として、第七次計画に掲げた運営の基本的な考え方(サービス提供、地域貢献、経営基盤の回復・強化、環境整備)の下、定款に定める事業を次のとおり実施します。

また、これらの事業を展開していくにあたっては、「利用者本人の意向を反映した個別支援計画の策定・実施」や「障害者支援施設・診療所の利用状況や利用実績の毎月点検の実施と課題が認められる場合の運営方法や支援内容の速やかな見直し」などといった第七次計画に掲げた主な取組、なかでも、

- i) コロナ禍のなかで関係性が変化した特定医療機関との関係の再構築
- ii) 協定を締結した三重大学医学部附属病院リハビリテーション科との一層の関係強化
- iii) 上記医療機関等との連携を通じた、医療から福祉への円滑な受入れや支援ニーズの掘り起こし
- iv) 三重県が実施する個室化工事の影響の極小化

に特に注力し、指定管理業務に係る成果目標等のもとより、第七次計画に掲げた令和8年度目標の達成を目指します。

## (1) 社会福祉事業

- ① 「障害者支援施設の経営」に関しては、指定管理業務として、施設入所支援、日中活動支援を実施します。具体的には、急性期後の障がい者が地域や家庭で生活するために必要な生活技術や生活管理能力を身につけるとともに、社会参加を果たすために必要な各種のリハビリテーションを総合的に実施します。
- ② 「身障センターの経営」に関しては、指定管理業務として、次のとおり、身体障害者福祉センターA型事業を実施します。
  - ア) 各種相談の実施
  - イ) 障がい者スポーツの推進  
(パラスポーツ指導員の養成、身体障害者総合福祉センターにおける定期的な障がい者スポーツ教室の開催、全国障害者スポーツ大会(於：青森県)への選手派遣、三重県障がい者スポーツ大会・スポレク祭の開催等)
  - ウ) リフトバスの有効活用等
  - エ) 福祉用具製品化支援事業  
(みえテクノエイドセンターの運営、みえ福祉用具フォーラムの開催等)
  - オ) 身障センター全体の普及啓発
  - カ) 実習生及びボランティアの受入れ

## (2) 公益事業

- ① 「身障センター診療所」事業に関しては、指定管理業務として、医師、看護師、各療法士を配置して、さまざまな身体障がいのある方々に対して、医療保険及び介護保険制度に基づくリハビリテーションを実施します。なお、実施に際しては、利用者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、社会参加が可能となるよう、かかりつけ医、介護保険事業所、地域包括支援センター、県及び市町と密接に連携します。

また、指定管理業務として、福祉用具や自助具、生活環境調整、自動車運転の相談にも対応します。

さらに、三重県から「医学的評価・診断業務」を受託し、県障害者相談支援センターと連携して、障がいのある方の補装具支給に関する医学的判定（来所判定）・診断業務を行っていきます。

- ② 「障がい者スポーツ推進事業」に関しては、三重県から事業を受託し、三重県開設の「三重県障がい者スポーツ支援センター」で、障がい者スポーツの裾野の拡大を目的とした障がい者スポーツへの参加機会の提供、障がい者スポーツコンシェルジュによる総合窓口事業や全国障害者スポーツ大会に向けた選手の発掘・育成を行います。

- ③ 「高次脳機能障害支援事業」に関しては、三重県から「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」を受託することとし、高次脳機能障害支援コーディネーターの配置及び「三重県高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業相談支援体制連携調整委員会」の設置など、医療、福祉、行政が連携して同事業を推進します。

また、支援プログラム等を活用して高次脳機能障がい者（児）の社会復帰支援、支援計画の策定、継続的な相談支援等を実施します。

なお、高次脳機能障害の診断に必要な画像検査については、令和7年度に構築した周辺医療機関との連携による診断体制で実施していきます。

### （3）収益事業

- ① 「運動施設貸出事業」に関しては、指定管理業務として、運動場等の貸出しを行います。

## 3 法人事務局の主な事業

法人事務局は、理事会・評議員会の運営をはじめ、財務・経理・人事・労務管理など法人の経営全般に関わる中核部署としての役割を的確に果たし、これを通じて、いなば園及び身障センターの事業展開を支えるとともに、法人を全体的に最適化することに寄与します。

法人事務局の業務を推進していくにあたっては、第七次計画がサービスや経営基盤の立直しを最重要課題としていることを十分に踏まえて同計画に掲げた主な取組、なかでも、

- i) 財務状況の改善と適正な収支管理の徹底
- ii) 「金利のある時代」に突入したことを踏まえ、安全性を最優先とした有利な資金運用
- iii) 人材の確保・育成及び働きやすい職場環境づくりの推進  
資格取得奨励制度の実施、柔軟な採用試験の実施、給与制度及び福利厚生の実施、カスハラ防止策を含む職員の離職防止にむけた方策に係る検討 など

に特に注力します。

なお、内容の充実等を図りながら、引き続き、次の取組を行います。

- ① 会計事務の正確性及び信頼性を確保するための税理士事務所への顧問委託
- ② 決算における監査法人による外部監査を受審と情報公開
- ③ 職員採用のための職場説明会の開催や就職フェアへの出展をはじめとする各種取組
- ④ 人材育成ビジョンを踏まえた各種研修

#### 【事務局が主催する研修】

研修名	実施時期	研修内容
新入職員研修	4月	法人の理念・組織・制度の理解、支援の基礎知識の習得等、外部機関による接遇マナーの習得
専任職登用時研修	4月	広い視野を持った高度な支援技術、専門的知識の習得
管理職(副課長・副寮長)昇格時研修	4月	管理職としての姿勢、知識の習得
管理職(課長・寮長)昇格時研修	4月	管理職としての姿勢、高度な知識の習得
管理職(次長・部長)昇格時研修	6～11月	組織における経営の改善、課題解決型研修
中堅職員研修	9月	高度な経営情報、サービス技能の習得
採用後6か月研修	10月	仕事の振返り、より高度な利用者支援の理解

課題別法人研修(管理職研修)	4月	マネジメント力の向上(労務管理等)
課題別法人研修(コンプライアンス研修)	6月	職員全体に共通する事項、課題等に関する研修 (人権、経営、コンプライアンス等)
課題別法人研修(会計研修)	8月	
課題別法人研修(人権研修)	10月	

⑤ 事業団の魅力により多くの方に知っていただくための広報活動

#### 4 評議員会等の開催

定款に基づく評議員会、理事会及び監事監査の開催（予定）

	開催時期	内容
監事監査	5月	・令和7年度事業及び決算監査
理事会	5月	・令和7年度事業報告及び決算の承認について ・令和8年度定時評議員会の招集について ・令和8年度定時評議員会の議案及び報告の提案について
定時評議員会	6月	・令和7年度決算の承認について
理事会	3月	・令和8年度補正予算について ・令和9年度事業計画及び予算について

#### 5 各種団体への参加等

引き続き、次の団体に加入して社会福祉法人に係る課題について議論・情報共有するとともに、全国組織を通じて国等に対して提言・提案等を行う。

- ・全国社会福祉法人経営者協議会  
第45回全国大会(於：岐阜県、令和8年8月)
- ・三重県社会福祉法人経営者協議会  
令和8年度第1回総会(於：津市、令和8年7月)  
令和8年度第2回総会(於：津市、令和9年2月)
- ・全国社会福祉事業団協議会  
第59回全国大会(於：山口県、令和8年10月)
- ・全国社会福祉事業団協議会東海北陸ブロック事業団  
令和8年度第1回会議(於：愛知県、令和8年7月)  
令和8年度第2回会議(於：岐阜県、令和9年2月)

## 【中期経営計画に掲げる令和8年度の目標】

### <経営目標Ⅰ> 及び <経営目標Ⅲ>

- ・利用者満足度目標

いなば園					身障センター		
すぎのき寮	かしのき寮	もみのき寮	くすのき寮	地域支援課	A型	施設支援部	診療所
90%	90%	90%	90%	97%	90%	90%	90%

- ・利用率目標及びサービス提供数目標

いなば園							
すぎのき寮	かしのき寮	もみのき寮	くすのき寮	工房いなば	ドリームハウス	日中一時支援	診療所
88%	81%	93%	82%	76%	81%	25件	4,000件

- ・利用率目標及びサービス提供数目標

身障センター			
入所（定員40名）	日中活動（定員60名）	診療所	スポーツ大会参加者
63%（25人）	60%（36人）	4,700件	3,030名

- ・地域移行目標

いなば園	身障センター
成人3人 児童2人	70%以上

### <経営目標Ⅱ>

『虐待を起こさない・起こさせない』体制の一層の強化

### <経営目標Ⅳ>

- ・事業活動資金収支差額目標

いなば園	223,684千円
身障センター	30,193千円
事務局	△48,257千円
法人全体	205,620千円

- ・資格保有者数（累計）目標

いなば園	90人
事務局・身障センター	20人

- ・職員採用者数目標

法人全体	退職補充分：一般職5人 専門員10人 休止事業分：確保策の検討
------	------------------------------------

### <経営目標Ⅴ>

- ・職員満足度目標

法人全体	70%
------	-----

- ・育児・介護休業取得目標

法人全体	75%
------	-----

- ・施設整備目標 理事会にいなば園の再整備方針案等の提示(6月)、再整備計画案等の提示(3月)

三重県厚生事業団 令和8年度 組織図

